

群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター共同利用機器部門
依頼分析取扱規程

平成29.12.13 制 定

改 正 令和 2. 7. 8

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第17条の規定に基づき、群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター（以下「ERSC」という。）共同利用機器部門（以下「部門」という。）が外部機関からの依頼を受けて行う試料分析に関し必要な事項を定める。

(分析の項目及び料金等)

第2条 部門が外部機関から依頼を受けて行う試料分析で用いる機器、分析の項目及び分析料は、別表のとおりとする。

(分析の依頼手続)

第3条 部門に試料分析を依頼しようとする者（以下「分析依頼者」という。）は、依頼分析申請書（別紙様式第1号）を部門の長（以下「部門長」という。）に提出しなければならない。

- 2 部門長は、依頼分析申請書の内容を確認し、受諾の可否について決定するものとする。
- 3 部門長は、依頼を受諾したときは、所定の請求書を用いて、分析依頼者に分析料を請求するものとする。
- 4 分析料は、請求書に記載された期日（以下「支払期限」という。）までに支払われなければならない。部門長は、分析料が支払われるまでは、分析を開始しない。ただし、部門長が特別な事由があると認めた場合は、支払期限を延長することができる。
- 5 部門長は、教育研究上必要と認めた場合は、分析料の全部又は一部を免除することができる。
- 6 部門長は、依頼を受諾しないときは、理由を添えて書面で分析依頼者に通知するものとする。

(受入条件)

第4条 部門長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、分析を中止することができる。

- (1) 依頼分析申請書に虚偽の記載等があることが判明したとき。
 - (2) 試料分析を継続した場合、機器を著しく損なう可能性があるかと判断したとき。
 - (3) 分析依頼者から中止の申出があったとき。
 - (4) 機器等の故障により、分析が困難となったとき。
 - (5) 支払期限までに分析料が支払われないとき。
- 2 既納の分析料は返還しないものとする。ただし、特別な事情がある場合には、その全部または一部を返還することがある。
 - 3 部門は、次の各号に掲げる分析依頼者の損害に対して一切その責任を負わない。
 - (1) やむを得ない事由によって分析を中止したため損害が生じたとき。

(2) 分析を行うために提出された分析試料に損害が生じたとき。

- 4 部門長が必要と認めたときは、分析試料の再提出を分析依頼者に求めることができる。
- 5 分析試料の搬入及び搬出は原則分析依頼者が行うものとする。
- 6 部門長が受け入れできないと判断した分析試料については、受け入れしないことができる。
- 7 分析終了後の残余試料は、原則として返却しないものとする。

(分析結果)

第5条 部門長は、当該分析が終了したときは依頼分析結果通知書（別紙様式第2号）により分析依頼者に通知するものとする。

- 2 依頼分析結果通知書は、原則和文で作成するものとする。
- 3 分析依頼者が分析結果を利用することにより生じた損害について、分析の方法に過失があったと認められる場合を除き、部門は一切の責任を負わないものとする。

(機密保持)

第6条 部門長及び分析依頼者は、分析により得られたデータ又は知り得た情報についてあらかじめ協議の上非公開とすることができる。

- 2 分析依頼者は、分析により得られたデータを公表する場合には、ERSC共同利用機器部門の名称を使用することができない。ただし、部門長が使用を許可した場合は、この限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、分析の実施に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、ERSC管理委員会の議を経て、ERSCの長が行う。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

作業単位		測定単位	分析料	付帯事項
機器名	分析項目	単位	金額(円)	
液体クロマトグラフ三連四重極型質量分析計	一次代謝物	1検体	30,000	
	脂質メディエーター	1検体	30,000	

※金額には消費税額及び地方消費税額を含む。

受付番号 号

依頼分析申請書

(元号) 年 月 日

群馬大学大学院医学系研究科
 附属教育研究支援センター共同利用機器部門長 殿

依 頼 責 任 者
 法 人 名 称 :
 部 署 等 :
 氏 名 :
 住 所 : 〒

印

依 頼 担 当 者 (連 絡 担 当 者)
 フ リ ガ ナ :
 氏 名 :
 電 話 番 号 :
 電 子 メール ア ド レ ス :

群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター共同利用機器部門依頼分析取扱規程に基づき、下記のとおり分析を依頼いたします。

記

分析機器名	※群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター共同利用機器部門依頼分析取扱規程別表に掲げられている機器名をご記入ください。	
供試物品名	試 料 名	数 量
	※試料が複数ある場合、通し番号を付けて、試料名を列挙してください。 ※試料数が多い場合、別紙添付でも結構です。	
分析内容・留意点など		

- 注意事項:
1. 装置の分析感度に応じられる十分な量の試料をご用意ください。
 2. 既納の分析料金は、返還いたしません。

別紙様式第2号（第5条関係）

依頼分析結果通知書

（元号） 年 月 日

法人名・所属など

依頼担当者（連絡担当者） 殿

群馬大学大学院医学系研究科
附属教育研究支援センター共同利用機器部門長 印

下記のとおり依頼分析の結果を通知いたします。

依頼日	（元号） 年 月 日
試料名	
結果	

注意事項：群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター共同利用機器部門の名称を使用し、本依頼分析結果通知書の内容（分析により得られたデータを含む。）を広告物その他情報媒体により公表する場合には、あらかじめ共同利用機器部門長の許可を得てください。